

IT総合戦略
室担当官
に聞く電子インボイスの標準仕様の大枠が判明
～売掛金の消込など会計処理の自動化が実現～

本誌ではこれまで4回にわたり、「電子インボイスの現状と方向性」について、インタビューを行ってきた(No.3651, No.3647, No.3644, No.3640)。日本版電子インボイスの標準仕様の策定が本年半ばに予定されるなか、内閣官房 IT 総合戦略室でその策定作業を進める加藤博之氏が標準仕様のポイントを本誌インタビューで明らかにした(本文中敬称略)。

*文中における意見等に関する部分は、質問者及び回答者の個人的な見解であり、所属した/所属する組織の公式な見解を示すものではありません。また、内容は、取材時点(令和3年5月上旬)のものとなります。

「仕様明細書の提供」等の拡張を予定

【編集部】 以前(No.3640)、お話を伺った際、電子インボイスについて、わが国の標準仕様を「2021年半ばには策定したい」とのことでした。現在、作業進捗はいかがでしょうか。

【加藤】 まず、シンガポールや豪州・ニュージーランドが自国仕様の作成にあたり、どのような対応をしたのか勉強してみました。その結果、「Peppol BIS Billing 3.0」(*)について、シンガポールにおいては実質的な拡張をほとんど行っていないこと、豪州・ニュージーランドにおいては「仕入明細書の提供」のサポートなどの拡張を行っていること、などがわかりました。

* <https://peppol.eu/what-is-peppol/peppol-profiles-specifications/>

【編集部】 “拡張”を行わない対応と行う対応、2パターンがあるということですね。わが国は、どちらのパターンを選択するのでしょうか。

【加藤】 後ほどお話ししますが、「仕入明細書の提供」への対応は必要だと思っています。したがって、今のところ、豪州・ニュージーランドと同様の拡張を目指しています。まずは、わが



内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室
参事官補佐 加藤 博之 氏

国の法制度、とりわけ消費税のインボイス制度で求められる項目をサポートできるようにすることが重要と考え、作業を進めています。そのために、検討すべき課題が様々あり、現在、「鋭意取組中」といったところです。

業務の効率化を観点に、必要最低限の機能を実装

【編集部】 欧州のVAT(Value Added Tax:付加価値税)制度におけるインボイスとわが国の消費税制度におけるインボイスでは、基本的な仕組みに大きな差異はないと思います。した

法人税

所得税

源泉税

消費税

国際課税

相続贈与

通則法

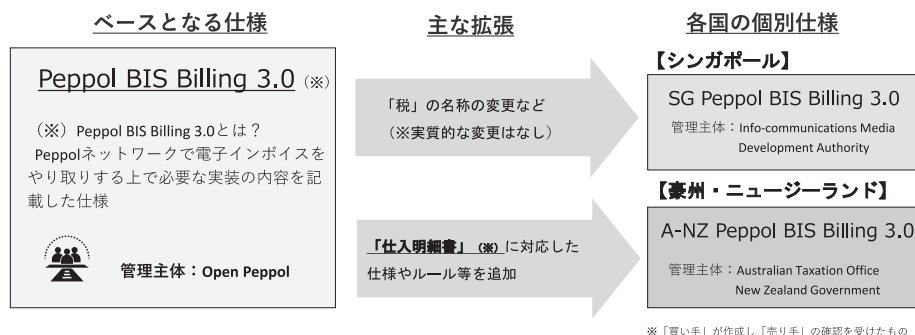
地方税

裁判裁決

その他

日本版「Peppol」(「JPN Peppol BIS Billing 3.0」)の基本的な考え方

○ 諸外国における個別仕様の策定パターン



- ・基本的な「インボイス」(適格請求書)は「Peppol BIS Billing 3.0」で概ね対応可能。
- ・その上で、「仕入明細書」等に対応する観点から「Peppol BIS Billing 3.0」の「仕様」拡張が必要。「豪州・ニュージーランド」と同様の「拡張」を基本に対応。

出所：内閣官房 IT 総合戦略室

がって、その調整も大がかりなものとならないのではないかと推測しますがいかがですか。

【加藤】 そのとおりです。基本的な電子インボイス、例えば「売り手」が「買い手」に対し取引の都度提供する「電子インボイス」については、「Peppol BIS Billing 3.0」で対応できるのではないかと考えます。ただ、それではわが国の消費税制度で求められる全てがサポートされているわけではありません。

【編集部】 例えば、どのような項目がサポートされておらず、拡張が必要と考えますか。

【加藤】 先ほども言及しました「仕入明細書の提供」という項目はその典型例だと考えます。もちろん、「仕入明細書の提供」がサポートされていないとしても、「売り手」が「買い手」に対し、原則どおり、電子インボイスを提供すれば問題ありません。要すれば、実務をシステムに合わせていくということです。しかしながら、請求レス・仕入明細書による対応で効率化が実現されている中、システム改修を行い請求

メッセージの提供を可能とすることが「バックオフィス業務の効率化」につながるのかということはある必要があります。

【編集部】 「バックオフィス業務の効率化」に資するのであれば対応するということですね。そうすると全ての項目に対応するわけではないということですか。

【加藤】 そのとおりです。技術的な制約のほか、時間的な制約もあります。デジタル化された実務を前提に、「バックオフィス業務の効率化」という目的の実現に資するか否かの観点に重きをおきながら、必要最低限なものに絞って対応するということだと思います。

検討課題となる請求実務も

【編集部】 「必要最低限なもの」の考え方は様々だと思います。当事者にとっては、現在行っているプロセスを継続できることが重要であり、まさに必要最低限なことかもしれません。

「JPN Peppol BIS Billing 3.0」(Ver.1)で実現すべき主な機能

○ 「JPN Peppol BIS Billing 3.0」で実現すべき主な機能

1. 「税」名称を「消費税」として扱うこと
2. 「仕入明細書」(「買い手」⇒「売り手」への提供)の提供ができること
⇒ 「仕入明細書」に対応した仕様 (Specification) を作成する
3. 各種「請求書等」(インボイス、返還インボイス等)を識別できること
⇒ インボイス制度上の「請求書等」のほか、「区分記載請求書」に対応した仕様も作成する
⇒ 「区分記載請求書」について「登録番号」(※)の記載を必須としない
ルールを追加 ※登録を受けた課税事業者のみ税務署より付与される番号(免税事業者には付与されない)
4. 各種「請求書等」に必要な記載事項(法令上必要な記載事項)を記載できること
5. 金額の記載が適切に整数で記載されること(端数処理の結果も含む)
6. 各種「請求書等」が修正された場合を識別できること
⇒ 特定の要素の記載の有無により「修正」を識別するルールを追加

出所：内閣官房 IT 総合戦略室

【加藤】 実はそこが重要なポイントです。現在、行っているプロセスが本当に効率的なのか、ということは今一度考えてもらう必要があります。「電子化」「デジタル化」しているプロセスであっても同様です。そのプロセスが、「電子化」「デジタル化」を前提としたときに本当に最適解なのか、考えてもらう必要があると考えます。

【編集部】 具体的にどのようなプロセスがイメージにありますか。

【加藤】 例えば、「取引の都度請求データを送るとともに、月末にそれらをまとめ、改めて請求データを送っている」といったいわゆる「月末まとめの請求」という実務があります。

【編集部】 「念のため、改めて請求書を送っておきますね」ということはよくあります。取引相手に支払いを促すという理にかなった実務だと思いますが。

【加藤】 そうですね。「請求『書』」、つまり「紙」ベースであればそうかもしれません。取

引の都度「請求『書』」を送っても紛失等のおそれがありますので、「改めて」という実務には理があるかもしれません。ただ、それを電子インボイスにおいても実現する必要性があるのかということだと思います。

【編集部】 確かにそうかもしれません。「紙」と「電子データ」では、前提も異なりますし、そこから生じ得るリスクも異なりますね。むしろ、同一の取引に、二度も請求データが送られてきたら、その処理が複雑になるかもしれませんね。

【加藤】 そのとおりです。「電子化」「デジタル化」したとしても、どうしても「リマインド」したいのであれば、請求とは異なるプロセスで行えばよいとも言えます。

受領、提供したデータの会計処理等の後工程との連携が重要

【編集部】 一定期間の取引をまとめて請求する場合など、対応の必要があるパターンもあると

「JPN Peppol BIS Billing 3.0」(Ver.2)以降に向けた検討課題

○「JPN Peppol BIS Billing 3.0」(Ver.2)以降に向けた主な検討課題

1. 「税率ごとに合計した対価の額(税込)」への対応

- ・ 日本の法令では、インボイスの記載事項の一つである「税率ごとに合計した対価の額」は、「税込」「税抜」いずれの記載も可能。
- ・ 他方、「Peppol」においては「税抜」のみ対応。
- ・ 今後、「電子レシート」(※)等の「Peppol」対応を考えれば、「税込」への対応(拡張)も検討する必要。
※一般的に、BtoC(対消費者取引)において「税込」を記載する場合が多い。

2. 「まとめ請求」(取引の都度請求+「月末まとめ」請求)を行う場合の対応

- ・ 実務では、取引の都度、請求を行い、月末に改めてそれらの「まとめ請求」を行うことがある。
- ・ 「Peppol」は都度請求が基本。その基本に合わない「まとめ請求」の対応は困難。

3. 「インボイス」と「仕入明細書」の情報を一のデータで提供する場合の対応

- ・ 実務では、「インボイス」と「仕入明細書」の内容を一のデータで提供することがある。
- ・ 「Peppol」においては、それらの記載事項を区別することができないため対応は困難。



今後、請求実務のデジタル化による変化も勘案し、上記の対応の必要性等を改めて検証した上で、具体的な対応(拡張)を検討する必要

出所：内閣官房 IT 総合戦略室

思うのですが、いかがでしょうか。

【加藤】 例えば、一ヶ月間の取引をまとめて請求(「月締め請求」)するのは、基本的に「複数の商品等の取引を一度に請求する」とことと同じと考えます。テクニカルな話をすれば、Peppolでは一つの請求(文書レベル)において、複数の項目を持つことが可能となっており、まとめて請求したい取引をそれぞれの項目として、複数記載すれば対応可能です。

【編集部】 では、取引明細を全て記載しないような方法、例えば、請求データの中で、取引の詳細が含まれる納品書 No. 等に言及するといったような方法はサポートされていないのですか。

【加藤】 「文書レベルでの参照」や「項目レベルでの参照」といった方法も可能だと思います。例えば、前者であれば「Additional Document Reference(追加文書参照欄)」を活用することが想定され、後者であれば項目レベ

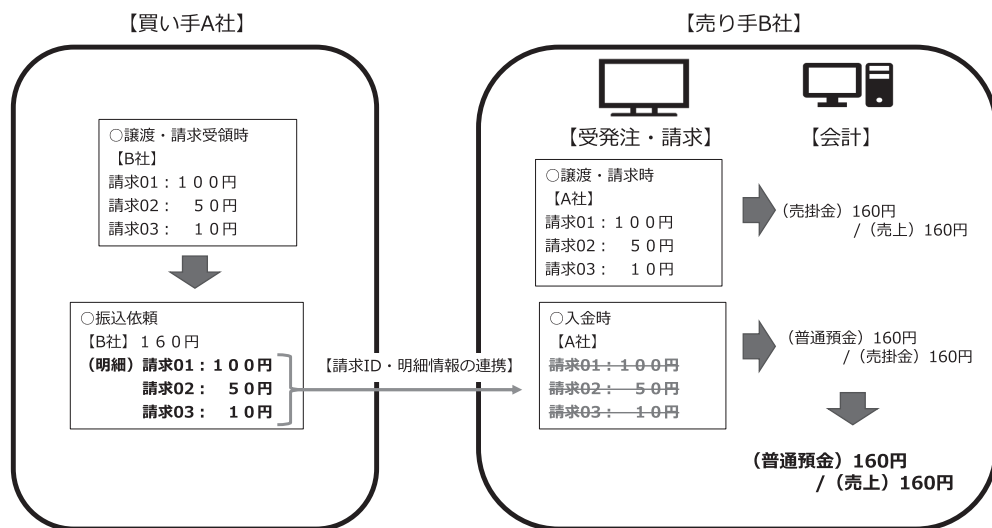
ルで「Item(取引内容欄)」や「Document Reference(文書参照欄)」の項目を活用することが考えられます。ただ、重要なことは「テクニカルにできる」ということではなく、業務効率化のためにどのようなやり方を行うのが最適なのかを検討することです。最終的には、そのために必要な情報が適切に盛り込めるような仕組みとしていく必要があると考えます。

【編集部】 確かに、バックオフィスの生産性向上という目的であれば、電子インボイスをやり取りするだけでは不十分であり、提供/受領したデータをどう処理できるか、会計などの後工程ときちんとデータを連携できるかということが重要ですね。

【加藤】 そのとおりです。したがって、この「電子インボイス」の標準仕様策定の取り組みは、「電子インボイス」の処理やそのルールについて「最大公約数」を見つけ出すことも重要であり、そこに時間がかかるのも事実です。そ

「電子インボイス」の仕様標準化の効果（一例）

標準仕様の請求IDを引き継ぐことで請求データと入金データの紐付け作業を定型化
 ⇒ 請求代金が入金されれば、売掛金の消込など会計処理の自動化が実現



出所：内閣官房 IT 総合戦略室

の「最大公約数」をベースとして、そこに流し込む情報を盛り込めるような標準仕様を考えていくということになります。

【編集部】 わが国の「電子インボイス」の標準

仕様の策定に向けた取組みの「現在地」と「目的地」がよくわかりました。ありがとうございました。

(了)

法令・通達、主要通知などを結び付けて詳説！

Q&A でわかる

社会福祉法人の税務

田中 正明 著 A5判・576頁 定価 3,300円(税込)

- 法人税、消費税、源泉所得税など社会福祉法人に特有の税務の最新の問題点を135問取り上げ、Q&A形式で解説しています。
- 創設される社会福祉連携推進法人の取扱い、有料老人ホームの軽減税率の特例、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置、税務調査対応などについても説明しています。

社会福祉研究会 出版局